

## 81、82号事件

### 第1 一括審理

本事件は、同一人から個人情報の開示請求(81号事件)と公文書の開示請求(82号事件)がなされた事案であるが、争点が同一であるため、一括して審理する。

### 第2 審査会の結論

本件異議申立については、実施機関の判断は妥当である。

### 第3 異議申立の要旨

異議申立人は、開示請求にかかる個人情報を特定するために必要な事項として、平成27年2月10日市長宛「あなたの声」決裁バン及びそれに係わる起案書等すべての文書と記載し個人情報開示請求を行い(81号事件)、また、同じく「あなたの声」の文中にある「地方独立行政法人桑名市総合医療センターに関する同法第89条の市長等が行った法人の違法行為等の是正についてのすべての文書」について公文書開示請求をした(82号事件)。

これに対し、実施機関は、前者の個人情報開示請求については平成27年2月10日に收受した「あなたの声」を開示し、後者の公文書開示請求については不存在を理由に非開示決定をした。一方、実施機関は、「あなたの声」に対し、同月26日付け課長名の文書(以下「回答書」という)で「市では、違反行為として認めておりません。したがって、地方独立行政法人法第122条の是正措置を命ずることはできません。なお、医療行為に関しましては病院に委ねられています。つきましては、当事者間での話し合いをお願いします。」と回答した。

そこで異議申立人は、

- ① あなたの声の回答文中に「違反行為として認めておりません」とあるが、何故違反行為でないのかの文書が存在すると考えられるので、その文書。
- ② 是正措置を認める権限は、市長であるから課長に権限があるのならそれを根拠づける文書。
- ③ 異議申立人に対する医療行為を医師法違反、看護師法違反と認めない理由に関する文書及び傷害行為が医療行為であることを示す文書。
- ④ 医療行為について当事者間で話し合いをする必要があるとする文書などが存在すると考えられるので、その文書。  
の各開示を求めた。

### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明の要旨は以下のとおりである。

異議申立の①、③、④の文書は不存在。

②の「権限に関する文書」については、桑名市専決規程が存在する。実施機関としては、同規程別表2個別専決事項ブランド推進課の専決規程の事項4「広聴に関すること。」の決裁区分を参考とし、専決者を部長とし、課長名で回答を行った。以上の説明に加えて、実施機関は本年5月27日の本審査会において、権限に関しては、同規程別表2個別専決事項地域医療対策課の事項1「地方独立行政法人桑名市総合医療センターに関すること。」の決裁区分によっても、専決者は部長であることが根拠づけられる旨の補足説明をした。

## 第5 審査会の判断

審査会が判断すべき争点は、①、③、④の文書が存在するか否か。②の決裁権限文書についてである。

### 1 開示決定した個人情報について

異議申立人は、平成27年2月12日、個人情報を特定するために必要な事項に「平成27年2月10日市長宛「あなたの声」決裁バン及びそれに係わる起案書等すべての文書」と記載して個人情報開示請求を行った。その時点で、上記事項によって特定できる請求者の個人情報としては、当該「あなたの声」以外に存在しなかったとする実施機関の説明に不合理なところはない。

### 2 不存在非公開決定をした公文書について

請求者は、同月19日、上記「あなたの声」の文中にある「医療センターに関する同法第89条の市長等が行った法人の違法行為等の是正についてのすべての文書」を開示請求した。

しかしながら、現行の地方独立行政法人法第89条は、「地方独立行政法人は、解散した場合には、この条から第105条までの規定の定めるところにより、清算をしなければならない。」という清算に関する規定である。市長等による是正を定めた規定としては、現行法第122条第1項が存在し、そこには、「設立団体の長は、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、他の法令若しくは設立団体の条例若しくは規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。」とされている。したがって、請求者が市長の医療センターに対する是正に関する文書開示を求める趣旨は、同法122条の是正に関する文書の開示を求める趣旨であると解される。

この点、同法122条第1項によれば、市長が医療センターの職員に違反行為等があると判断すれば、是正のため必要な措置を命ずることができるが、実施機関は、医療センターに違反行為等が存在するとは認めておらず、違法行為等の是正に関する文書も存在しないと説明している。

同法122条第1項の是正措置を命じるためには、市長が、医療センター又はその役

員若しくは職員の行為がこの法律、他の法令若しくは設立団体の条例若しくは規則に違反し、又は違反するおそれ（以下「違反行為等」という）があると認めることが必要であり、市が違反行為等を認めていない以上、請求にかかる公文書は不存在であるとする実施機関の説明は肯首できる。そして、他に文書の存在をうかがわせる事情も存在しない以上、①、③、④の文書について、不存在を理由として非開示決定をした実施機関の判断は妥当であると考えられる。

### 3 権限に関する文書について

異議申立人は、同月 26 日付け課長名の回答書で「市では、違反行為として認めておりません。したがって、地独法第 122 条の是正措置を命ずることはできません。」と記載されていることについて、独立行政法人に是正措置を行う権限は市長にあり、課長にそのような権限はないはずであるとして、課長に権限があるならばそれに関する文書が存在するはずであると主張する。

前2に記載したとおり、審査会としては、市が医療センターの違反行為等を認めていない以上、その是正に関する文書は存在しないとする実施機関の判断は妥当であり、「あなたの声」に対する回答書の作成権限がどこにあるか、また、その権限に関する文書があるかどうかは異議申立の理由にはなりえないと判断する。

しかし、念のため以下のとおり説明を加える。

まず、実施機関が同月 26 日付け課長名の文書で行ったのは、医療センターの違反行為等に対する是正に必要な措置命令そのものではなく、同月 10 日付け「あなたの声」に対する回答書の作成と発出である。

このような事務処理に関する決裁権限の所在については、桑名市専決規程が定められ、同規程第 5 条第 2 項では「副市長、部長、課長、課内室長が個別に専決できる事項は、別表第 2 及び別表第 3 に掲げる決裁区分欄の表示に対応した事項とする。」とされている。

そして、同規程別表 2 個別専決事項地域医療対策課の事項 1 「地方独立行政法人桑名市総合医療センターに関すること。」の決裁区分によれば、重要な事項は副市長、やや重要な事項は部長、軽易な事項は課長を専決者とし、特に重要な事項に限り市長が決裁者とされている。「特に重要」「重要」「やや重要」「軽易」の区分は必ずしも明確とは言い難いが、「あなたの声」で指摘された医療センター職員の行為について、違反行為等があると判断している場合はともかく、そのような判断がなされていない場合の回答が「特に重要」又は「重要」な事項に該当するとは認めがたく、「やや重要」な事項に該当することを前提に、部長を専決者として回答書を決裁し、発出者名を課長とした事務処理は妥当であったと考えられる。

### 4 結論

以上により、「第 2 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 4 月10日	・ 不服申立諮問書受理
4 月16日	・ 実施機関に対し公文書開示決定理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
4 月28日	・ 実施機関から公文書開示決定理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
5 月 1 日	・ 異議申立人に対し、開示決定理由説明書の送付、意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
5 月 8 日	・ 異議申立人より意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の回答。第 1 回審査について欠席の旨連絡があった。
5 月27日	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明の聴取 ・ 審議 (第 1 回審査)
6 月10日	・ 答申

※ 当該案件は第 81、82 号の二つの事件を取り扱っていますが、全て同日で処理を行っています。

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁護士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学准教授
委 員	福 井 悦 子	弁護士
委 員	田 口 勤	弁護士
委 員	富 田 仁	大学教授